## 随意契約及び比較見積省略理由書

工事名称:一級河川 寝屋川導水路 太間排水機場 エレベーター補修工事

## 1. 随意契約理由

太間排水機場は寝屋川流域の浸水被害を防ぐため、洪水の強制排水を行う施設であり、水防時における確実な稼動及び機能保持に万全を期す必要がある。

太間排水機場(4F建て)のエレベーター設備は、平成5年に設置されてから27年が経過しており、毎月、点検整備を実施しているが、近年、不具合が多発していることから、この度大規模補修を行うものである。

当該エレベーター設備は、その設計・製作技術において製作業者固有又は 独自に開発した技術等が採用されていることから、本工事の実施できる業者 は、本設備の製作会社である株式会社日立製作所から事業を承継した株式会 社日立ビルシステムが唯一である。

よって、同社より見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格以内であった場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と随意契約を締結したい。

## 2. 比較見積省略理由

本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積りを徴取すべきであるが、上記理由から同規則の運用第62条関係第2項第1号(特定の者でなければ履行できないもの)の規定により、比較見積書の徴取を省略する。